

さぬき市空家等対策協議会（平成30年度第1回） 会議要旨

- 1 日 時 平成30年12月3日（月） 10:00～11:35
- 2 場 所 さぬき市役所本庁302会議室
- 3 出席者 【会 長】大山市長
 【委 員】頼富 勉 松原典士 佐藤恭一 榎垣 満
 末金博和 古川慎一郎
 【事務局】浅川都市計画課長 富田都市計画課課長補佐
 【関係者】菊池副市長 向井総務部長 井上危機管理室長
 谷政策課長 山下生活環境課長 多田税務課長
 津田建設課長 大生政策課課長補佐 田中生活環境
 課副主幹

傍聴者 無し

- 4 議 題 (1) 空家等対策の進捗状況について
 (2) 今後の空家等対策ほか空家全般について
 その他

5 会議の内容

発言者	意見概要
事務局	(開会に先立ち、配布資料等の確認を行った。)
事務局	それでは、ただ今から、さぬき市空家等対策協議会平成30年度第1回会議を開会します。まずは、本協議会会長の大山市長から、御挨拶を申し上げます。
会 長	(市長挨拶)
事務局	(議事に先立ち、委員を紹介した。)
事務局	本日は、委員の半数以上が出席していることから、さぬき市空家等対策協議会設置要綱第6条第2項の規定により、本会議が成立していることを報告します。 また、本協議会設置要綱第7条に規定する関係者として、「さぬき市空家等対策プロジェクトチーム」の関係職員も出席しています。 それでは、議事に移ります。 議事進行は、協議会設置要綱第6条第1項に、会長が議長となるとあるので、この後の進行は、市長にお願いします。
会 長	それでは、定めにより、議長役を務めます。 今回は、特定空家等の認定といった課題がないため、前回会議後の経過報告や、空家等対策全般に関する意見交換の場としたいと思います。 それでは、次第の議事の順番に沿って進めていきます。まずは、(1)空家等対策の進捗状況について、事務局から報告してください。
事務局	(空家等対策の進捗状況として、①さぬき市空家等対策計画について、②空家等対策施策の進捗状況について、③台風による空家の倒壊事案について報告した。)

<p>会 長 委員</p>	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。何か疑問点やご意見はありませんか。</p> <p>作成したパンフレットはよくできていると思いますが、その中に掲載している空き家リフォーム支援事業にあつては12月、除却支援事業にあつては4月末の時点で既に予算額に達していると聞きました。関係者に周知する際には、単に支援事業があるということだけでなく、申請状況の混雑具合などの知らせるべきだと思います。市民は、チラシや案内が届くと、すぐに活用できる、補助金がもらえると期待して行動しますが、現実的には1年以上待たなければならない状況になっています。特に、リフォームの場合は、住み始めたいというタイミングがありながら1年待たなければならないというのは、当事者にとっても不動産仲介者にとっても困る問題です。せっかく良いチラシを作成しても、現実には即していないものであれば、市民は不満を持ってしまいます。今後の対策が必要だと思います。</p>
<p>会 長 都市計画課長</p>	<p>ただいまの御指摘について、リフォームに関する予算は、どのようになっていますか。</p> <p>空き家リフォーム支援に係る予算と空家以外の一般的な住宅リフォーム支援に係る予算は、県からの補助金等の都合もあり、それぞれ別に積算しています。今年度は、空き家リフォーム支援に係るものとして880万円、空家以外の一般的な住宅リフォーム支援に係るものとして2,000万円を計上しています。空き家リフォーム支援に係る県からの補助金に関するスケジュールについては、前年度の夏から秋にかけて概算の照会があり、その冬には、次年度の件数や金額が、事実上決まっている状況です。</p>
<p>会 長 生活環境課長</p>	<p>老朽危険空き家の除却支援も、多くの方が待っている状況ですか。</p> <p>資料6ページにあるとおり、現在の待機は55件です。今年度の予算については、予定していた10件分が既に実施されています。来年度においては、国への要望額を20件分とし、これまでの倍増としていますが、待機の解消には3年程度を要する見込みとなっています。</p>
<p>会長 生活環境課長</p>	<p>除却については、予算という行政の都合により待ってもらうこともやむを得ない部分もある一方、対象となる物件は、危険があると認識されたものでもあるので、その間に事故や事件が発生することも懸念されます。本来、待機は減っていくべきところ、逆に増えている状況になっています。また、住宅リフォームについては、委員の御指摘のとおり、せっかく住もうと思っているのに、予算の都合で1年2年待たなければならないとなると、その間に意欲が減退することにもなりかねません。</p> <p>除却支援補助金に関しては、昨年末及び本年夏に老朽危険度の高い空家等に対し、判定結果を通知し、支援施策を周知等したことから、特に本年度において除却に関する事前協議の件数が増え、その結果、待機件数も増加したものと考えています。今後は、問合せや事前協議の件数も少し落ち着くものと思われそうですが、その推移を考慮しながら、中期的な視野で除却支援を進めていきたいと考えています。</p>
<p>会 長</p>	<p>委員の御指摘のように、せっかく良い制度をつくり、住民も理解し、協力しようという意欲も高まっているにもかかわらず、それが萎えてしまうような事態になっています。しかも、現実的に困る事態も生じており、今後、この制度自身がうまく</p>

	<p>いかなくなることも懸念されます。次年度は30年度の倍額を要望しているものの、予算については全国的な問題でもあり、要望しただけ交付される保証もないことから、機会あるごとに、制度の展開に必要な予算について訴えたいと思います。空家等対策については、せつかく前に進み始めたと思っているので、今後も注意して進めていきたいと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>除却支援について、事前協議が121件あり、このうち補助対象が87件、対象外が31件となっています。補助の対象とならないものが3分の1あります。これらの対象外の空家等は、自力で除却しているのか、放置したままなのか、市としてどのような指導をしていますか。</p>
<p>生活環境課長</p>	<p>補助対象外の物件というのは、少し手を加えれば住むことが可能で、直ちに倒壊するという危険が極めて低いものと認識されたものです。したがって、周囲への影響に関する注意喚起とともに、空き家リフォーム支援事業を紹介しているところです。</p>
<p>委員</p>	<p>対象外とはいえ、そのまま放置されると危険なものになってしまいます。</p>
<p>会長</p>	<p>行政的な表現で恐縮ですが、放置しておく危険であるというものは補助対象になり、補助対象にならないということは、それほどの危険がないということになります。災害の被害認定基準でも同様のことが言え、問題になっています。例えば、家屋倒壊において全壊・半壊、火災において全焼・半焼といった被害認定がありますが、半壊や半焼であっても、現実的には全壊・全焼と同様に生活はできないというのが被災者の訴えですが、行政としては一定の基準を設け、それに基づいて対応を変える必要があることから、なかなか納得してもらえません。全員が納得するような基準や線引きを設けることは、現実的には困難だと思います。とはいえ、それが倒壊し、歩行者が怪我するなど人命に関わるものがあってはならないので、今後、対象範囲を広げることも含め、注意してやっていきたいと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>山間部の幹線道路沿いに空家があります。その所有者に自治会から話をすると、土地・建物全てを自治会に無償譲渡するので、好きなようにやってほしいと言われました。所有者本人は何もしないという事例があるため、このような質問をしたものです。</p>
<p>会長</p>	<p>御指摘の事例については、承知しています。一般に、タダより高いものはないと言われます。寄附の申出があった場合、せつかくの申出なので受ける方向で話を進めてはどうかとも考えるのですが、受けた後の管理経費が相当額必要となること、また、そうすると多くの市民から不要になれば市に譲渡すればよいという考えが広まるおそれもあることから、一定の基準を設けて運用しているところです。また、国や県には、常々、市が責任を負うのでもう少し補助金等の自由度を高めてほしいと要望していますが、なかなか実現しません。補助金を出す側が一定の綱を持っておきたいというのがあります。その限界事例の所で矛盾が起こっています。国の制度の良し悪しはともかく、住民が怪我したり、亡くなったりすることは絶対に避けたいと思っています。現行制度の範囲内にはなってしまいますが、使い勝手の面で、もう少し改善していきたいと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>空き家バンクへの登録について、さぬき市は35件とのことで、私も宅建協会と</p>

	<p>して関わる中で、増えつつあることは実感している一方、登録のタイミングが遅いとも感じています。例えば、高齢者夫妻が住む住宅があり、その子も結婚等により遠方に住んでいる場合で、一方の親が他界したことにより、もう一方が子の近くに身を寄せることになることがあります。その場合、当該住宅は、たまに帰って使用するものの、実質的には空家となっています。そして、実質的空家となって10～15年程度経過した後に、もう一方の親の他界などにより、空き家バンクに登録するというケースが少なくありません。空き家バンクに関する周知を固定資産税の納税通知書に同封して行っているとのことですが、それだけではなかなか伝わらないのではないかと思います。また、市民に対し、当該物件を売るのであれば早く対応しないといけないということを理解してもらう必要があると思います。特に若い世代は、中古物件をリフォームするより新築を好む傾向が強いので、空家になったら速やかに空き家バンクに登録するという啓発をしなければならないと思います。</p>
<p>会 長 委 員</p>	<p>今のお話以外のことで、何か空家が売れるためのインセンティブはありますか。</p> <p>誘因になるのは、より新しくきれいなことです。住まなくなると痛みが進み、10年以上も経過したものは、リフォームをしても完全には治りません。結果的に除却の対象になってしまいます。空き家バンクへの登録や不動産業者への売却の申出が早いのが一番です。中には、エアコンなどの設備・備品も残しており、そのことをセールスポイントにする所有者も少なくありませんが、10年も前の設備や備品があることは何のセールスポイントにもなりません。むしろ逆効果です。</p>
<p>会 長 委 員</p>	<p>空家になってすぐ売却するのが売買にとっては良いのかもしれませんが、先祖からの仏壇をそこに残しておかなければならないとか、年に数回は親戚等が集い、使用することがある等の事情により、実質的に空家のまま相当の時間が経過するというのを耳にしたことがあります。現在の日本、特に地方においては、まだまだ土地の所有に対する強い気持ちを持っている人が多いです。しばらくはこのような状況が続くのではないかと思います。一方、売買等に当たって、家を改修する場合、10年も経過していると、補修箇所やその規模、費用も大きく変わってくるのですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>10年経過した物件というものは、例えば、汲み取り式トイレを水洗化するとか、ふろ場についてはタイルからユニットバスにしたり、給湯設備もエコ給湯に替えたりすることになります。10年経過した空家は、ふた昔前という表現が合っているかもしれません。</p>
<p>会 長</p>	<p>我々が責任を感じているのは、結局、そこに住む魅力というものがないといけないということです。単に他と比べて安いとか、空き家バンクの仕組みを推進するだけでは効果は上がらないと思っています。他と比べて多少劣る部分もあるけど、さぬき市に住んでいればいいことがあるといったことについても、併せて取り組む必要があると思っています。単に古くなって危険だから壊すとか、できるだけそれを有効活用するといった表面上の議論だけではなく、「まちづくり」の中で空家対策を考えていく必要があると思っています。</p>
<p>委 員</p>	<p>空き家バンクの登録状況について、資料に、登録件数が35件、成約件数が12件とあるが、この12件というのは、さぬき市だけの件数ですか。県内全体の件数ですか。また、成約というのは、売却だけを指すものですか。賃貸も含んでいるので</p>

政策課長	<p>すか。さらに、リフォームについては、空き家バンクへの登録が条件とのことですが、申請は、売買が予定されたものでなければならないのですか。バンクに登録すればそれだけでリフォームができるものですか。</p>
都市計画課長	<p>成約件数については、全て売却に関するもので、さぬき市だけの件数です。また、県全体の状況については承知していないので、これが多いかどうかの分析まではできていません。</p>
会 長	<p>リフォームについては、バンクに登録した後、空家の所有者が売却前にリフォームする場合、バンクを通じて売買が成立し、売却後に新しい所有者がリフォームする場合のどちらでも申請は可能です。ただ、リフォームには自己負担が生じることや、リフォーム後3年間の登録継続又は居住条件などの制約があることにより、売買が内定したタイミングで申請される場合が多いようです。</p>
委 員	<p>県全体と比較したさぬき市の状況を確認しておく必要があります。先ほどの話に通じることですが、この12件が評価される数値なのか、12件にとどまっていると見るべきものなのかによって、さぬき市の魅力というものに対する今後の対応が変わってきます。</p>
会 長	<p>成約件数の12件は、割と多いのではないかと印象です。そうすると、早めにバンクに登録してくれれば売れる可能性が高いということを示していることになり、売れる見込みが高まればリフォームのニーズも増えることとなります。さらには、除却する件数や特定空家等となるリスクも減り、それが一番よい形なのではないかと思えます。</p>
会 長	<p>最近の不動産の動きというものは、どのような状況ですか。</p>
委 員	<p>さぬき市の動きはわるいです。高松市の特に南部は少し活性化しているようですが、それに比べると鈍いです。</p>
会 長	<p>次に、(2)今後の空家等対策ほか空家全般についてに移ります。これについては、事前に各委員から質問又は意見交換のテーマを受けています。このうち、まずは榎垣委員からお願いします。</p>
委 員	<p>私からは、社会福祉協議会において、今後、空家等に対して取り組もうとしていることについて、現状を報告します。</p> <p>社会福祉協議会では、月3回の弁護士による法律相談、月1回の土地・建物相談、生活困窮者の自立支援事業の相談業務を実施しています。その際、隣接する迷惑空家のことや、生活困窮者に係る住宅の確保などについて相談を受けることが多くあります。こうした中、地域福祉の部門において、月1回の組織内研修のテーマに空家等対策を取り入れ、本年9月以降これまで3回実施し、初回は、市役所の政策課と都市計画課の担当職員から現状と課題について説明を受けたところです。空家等問題を住民の課題ととらえ、その解決に向けて、今後、地域福祉の観点から社会福祉協議会として何ができるかについて、考えているところです。</p>
会 長	<p>生活困窮者支援として、例えば子ども食堂の取組に関し、市としてどのような支援ができるかについて話題になっているところです。一方、住宅に関し、住まいの確保に困窮している者の状況は、どうなっていますか。</p>

委員	<p>全体的な状況というものは承知していませんが、相談業務の中で、車上生活者をはじめ、そのような相談が寄せられていることはあるようです。それに関しては、個別に市営住宅を所管する都市計画課に相談するようにしています。</p>
会長	<p>市営住宅に関しては、社会情勢が変化する中で今後も存在し続けることが良いことなのか、その存在が民間事業者を圧迫し、民間賃貸住宅の空室を招いていないか考えることがあります。市営住宅という現物を提供することのニーズがいつまで存在するのか、未来永劫変わらず必要なのかということを考える時期に来ていると思っています。先日、テレビの番組で、障害を持った方がアパートを借りる際、保証人に苦勞することが多いことから、有志の方が保証人になるという取組を取り上げていました。また、まだまだ現に車上生活者など存在するとのことで、市営住宅が、そのような方の支援のために有効活用できればいいと思います。しかしながら一方で、民間で住宅の賃貸業を営む方も市を支える重要な存在の1つであるので、必要以上に行政が民間の活動を圧迫するようなことをしてはいけないとも思っています。行政と民間のすみ分けができればいいと思います。市役所の窓口において、住宅の確保に関する相談の事例はありますか。</p>
都市計画課長	<p>都市計画課では、市営住宅への入居の申込みに当たり、障害を有するなどにより連帯保証人の確保が困難な方からの相談があり、市の社会福祉協議会が実施する入居債務保証支援モデル事業を活用して入居することができたという事例が2件あります。</p>
会長	<p>警察では、住む場所に困っているという相談が寄せられることはありますか。</p>
委員	<p>相談がないわけではありませんが、あった場合でも、警察で解決することができないので、市の関係機関につなぐなどして、その解決をお願いするという状況です。</p>
会長	<p>次の意見交換に移ります。佐藤委員からお願いします。</p>
委員	<p>建築士会として、空き家バンクの登録に当たっての見取り図等資料作成の依頼を受けることがあります。その中には、靴を脱がずに入っていいたくなるような状態のものも少なくありません。無料で譲っても構わないというような状態の物件であっても、申込みを受け付けてしまうと、建築士会は調査し、資料を作成することになりますし、不動産関係者も一定の労力を払います。そのような物件は、買い手が見つかることはまずないので、建築士会や不動産関係者は無駄な労力を払っているとみることもできます。登録申込みの窓口段階で受付しないなど一定の仕分けをしてもらえると、少しでも無駄が省けるのではないかと思います。また、さぬき市では、空き家バンクの登録については政策課、空家のリフォームについては都市計画課、空家の除却については生活環境課と、3つに分かれています。3つに分かれている市町は他にはないのではないのでしょうか。来年度からその都市計画課も他課と統合すると聞いており、今後の体制がどうなるのか心配しています。</p>
会長	<p>箸にも棒にもかからないような物件も登録があるのですか。</p>
委員	<p>市民は、空き家バンクに登録すれば、リフォームの補助金がもらえる、除却費の5分の4の補助金がもらえるなど単純化して認識しています。そこで、なんでもかんでも登録しようということになっているのではないかと思います。そのような物件</p>

	<p>が登録され、ホームページに掲載された場合、状態が状態なので価格は安いですが、その安さにつられて問合せがありますが、到底そのままでは住める状況ではありません。そのような物件を宅建協会としても成約させることは難しいのではないかと思います。ホームページに掲載するという事は、県外など遠方の方も閲覧しており、安さに魅かれ、問合せや場合によっては見学に来ることがあります。安いのは住める状態ではないなどの理由があつてのことですから、せっかく訪れてくれたのがっかりさせることとなります。そのようなこともあり、資料にある35件は、数字だけ見ると良いように思えますが、内情としては今お話ししたようなことも含んだものであるということは認識しておかなければならないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ももとの目的を見失ってはいけないと思います。空き家バンクはリフォームのための制度ではありませんし、リフォームもそれによってその空家が有効活用されるためのものです。今は、リフォームの安さだけが独り歩きしているような感じがします。そのことによって必要以上の労力を掛けさせているのであれば申し訳なく思います。</p>
<p>政策課課長補佐</p>	<p>バンクの登録の窓口において、相談の中には、登録してもその後の見込がないと一見して分かるような状態の写真を見ることがあり、結果として除却することになるのではないかと内心思うものの、相談者の事情もあることから、その場で登録をお断りすることは現実的に難しいところです。</p>
<p>会 長</p>	<p>そうは言うものの、登録しようとする人自身が自分で住めるとは思わないものまで手を広げてしまうと、もっと大事な部分が薄まってしまい、平板な制度になってしまいます。相手に対する言葉遣いや態度には気を付けなければなりません、優しく教えてあげるといふ姿勢も必要だと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>バンク登録に当たっての調査を行う中で、調査はあくまで建物の調査をするのですが、地域によって土地に関する質問も受けることがあります。特に郊外において、空家だけでなく農地も所有している場合、さぬき市では農地には4000㎡の下限面積制限というものがあることから、空家は売買できても農地は売買できないという状況が生まれます。他県では、空家とセットであれば下限面積制限が1000㎡に緩和されるという制度もあります。さぬき市も農業委員会に対し、空家対策の側面から、緩和策の導入を検討するよう働き掛けるべきだと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>私も県の土地改良事業団体連合会の会長をしておりますが、農地は、日本の国にとって非常に大事だと思います。ただ、昔から農地だからといって、これからは全部同じ農地として保護していくというのは、考え直す時期に来ていると思います。日本にとって農地がどれぐらい必要かということを議論する必要があり、しかも地域差があつてしかるべきだと考えています。例え話をすると、今までの農業は、米作が4番バッターでした。しかし、全てのチームが米作が4番でいいかと言うと、それではいけないという状況だと思います。香川県では米作は9番バッターでもよいではないかという考え方もあると思います。農地としてはほ場整備をして環境を整え、維持していかなければならない農地もありますが、そうでない農地があるのも事実です。そのことを国も認め、そうでない農地にももっと助成し、農業で生活していけるような仕組みを考えないといけないと思います。先ほど意見のあつた空家とセットになった農地については、市の農業委員会においても少し柔軟に考えてい</p>

	<p>る旨を聞いているところですが、今回のご意見を踏まえ、改めて働き掛けるなど対応したいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、頼富委員からお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>人口減少に反比例して空家が増加している中、地域の安全性や防犯上の観点から、この空家等の問題に対し、自治会として、あるいは自治会への個々の加入の有無にかかわらず地域として、何ができるかについて問題提起したかったところです。このことについては、事務局から、全国の先行事例などに関する資料が配られており、それらを参考としたいと思います。特に、倒壊のおそれのある空家や防犯上危険な空家に対して、自治会は何ができるでしょうか。市の社会福祉協議会の事業に、独居高齢者を対象とした地域見守り隊事業というものがありますが、そのような事業とも連携した取組ができればよいのではないかと考えているところです。</p>
<p>生活環境課長</p>	<p>自治会においては、日頃から、様々な場面での地域を見守る活動に取り組んでいただいているところです。それらの活動を通し、地域を細やかに把握し、必要に応じて市に相談等が寄せられているところです。市では、例えば敷地の除草が十分でないといった相談があると、空家の所有者を調査し、その所有者に対し、適正管理を促す文書を送付しています。問題の即時解決に至っていないものもありますが、市としては、引き続き、できることから地道に取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>委 員</p>	<p>特に山間部では、後継者がおらず耕作放棄地となった農地を含めた空家が急増しています。何らかの対策が急務だと感じています。</p>
<p>会 長</p>	<p>生活環境課からは抽象的な話がありましたが、具体的なモデルケースがあればよいのかなと思います。例えば、空家を外国人技能実習生や外国から来た遍路者の交流の場として活用することができないかということ職員に話したことがあります。少しずつでも具体的に取り組み、そのような事例を提示することが、自治会にとっても分かりやすいのだらうと思います。</p>
<p>生活環境課担当</p>	<p>今年度の職員政策研究において、雲南市での小規模多機能自治組織について調査していると耳にしていますが、その研究発表の中で、地域の中で、行政と従来の自治会の間立つような人口が減っても互いに交流できるような仕組みについて、何らかの提言がある予定ですか。他の事例の紹介ではなく、「本市においてはこのようなことをしてはどうか」という内容を含んでいますか。</p>
<p>生活環境課担当</p>	<p>政策研究のメンバーの一員ですので、私から発言します。人口がますます減っていく中で、自治会と行政との関係性が変わってくるだろうと認識しています。それは、地域の課題を自治会が担う場面がこれまで以上に増えるということを目指しています。そのようなときに、他の市町では、自治会と行政との間をつなぐような中間支援を行う組織を立ち上げている事例が見受けられ、今後、さぬき市でもそのような仕組みを検討する必要があるのではないかと発表を予定しているところです。</p>
<p>会 長</p>	<p>例年、成人式で挨拶をしています。先日、来年の成人式のための挨拶の原稿の案を見ると「新成人になられた577人の皆さん」との文言がありました。今から20年前には約600人が生まれていたものが、最近では240人ぐらいなので、半</p>

	<p>分以上も減っています。人口が減っていくのも当然です。人口減少は、もう少し昔との比較によるものという印象を持っていましたが、つい20年前と比べて既に出生数が半分になっているという事実は、空家対策だけでなく、地方の自治体が存続できる否かという大きな問題です。その中で、東京などの都会に数や量で挑んではダメ、一人ひとりの質を高めて、上質な生活ができるようなまちづくりをしなければなりません。そのためにも、今までと同じ自治会の延長線上で物事を考えるのは難しいと思います。全てを変える必要はないが、変えなければならない所もあると思います。頼富委員のように役割を担ってくれる人がいるところはいいが、会長を当番制にしている地域の中には、自分が当番に当たるとなると他の地域に転居し、その当番の時期が過ぎれば再び戻ってくるという話を聞いたことがあります。冗談のようですが、実際にそのようなこともあるようです。「地域力」が昔とは違ってきていると感じます。今の自治会が、発展的に変化する必要があると思います。今後、数が増えることはないので、質が上がるような取組が必要だと思います。</p> <p>警察の立場では、地域の安全性の低下、犯罪に関する心配が増えているということは、地域力の低下や地域のまとまりが希薄になっていることが起因しているという認識ですか。</p>
委員	<p>人口が増えるに越したことはないですが、やはり質が大事だと思います。さぬき署は、赴任先として職員に中でも人気があります。犯罪等の取扱件数が少ないからです。それは、治安が良いことを示しています。しかしながら、赴任してみると、少なくないと感じています。ただ、その特徴は、他の市町からの転入者に係るものが目立つというものです。地域の質を上がると、質の良い人が転入してくるという好循環が生まれると思います。</p>
会長	<p>様々な地域での活動の場に行く機会が多いですが、その場には駐在所員も来られています。駐在所員が、それぞれの地域の中に溶け込んでいる様子が見られます。昔は、駐在所に行けば、地域のほとんどの情報が入ってきていました。それだけ地域の中がオープンな関係で、情報が行き交っていたということです。しかし、現在は、地域で地域の中の人を把握しきれていない状況です。昔は、他の家庭の子どもであっても、声を掛け、場合によっては夕食を食べさせ、風呂にも入らせ、子どもが寝た頃に、用事を済ませた親が迎えに来て、「ありがとう」と言って連れて帰るという光景も見られましたが、現代は、それとは程遠い状況です。そのようなこともあり、犯罪など地域での危険や不安が高まっているので、心の質を高め、住んでよかったと思えるまちづくりをしたいと思います。自治会としても、そのようなまちづくりに御協力いただきたいと思います。</p> <p>今までのそれぞれの御発言や、議題1に関する事など、何からでもありましたらどうぞ。</p>
委員	<p>さぬき署から要望があります。除却支援補助金の待機が39件とあり、次年度は20件を予定しているとのことでした。そうすると10件が残ることになります。他県では、ブロック塀の倒壊による死亡事故や、誘拐殺害事件も起こっていることから、児童生徒の登下校時の安全を確保する動きを始めています。そこで、できれば、残る10件の除却物件を選定する際には、学校の近くであるとか、通学路沿い</p>

<p>会 長</p>	<p>であるということを優先材料として選定してほしいと思います。</p> <p>現行制度では、老朽危険度を主な採択基準にしています。これまでも、空家の立地条件も一定程度加味していたところではありますが、通学路沿い等の立地条件を老朽度のプラスアルファの要素として、位置付けることを検討したいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、次第4 その他についてに移ります。事務局は、説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、今後の予定について説明します。次回開催は、特措法に基づく勧告や命令などを行う必要がある特定空家に該当するかの判定が必要な事案が発生すれば、開催します。ただ、さきほど報告した台風時に倒壊した空家も含め、現時点では、そこまでの状況に進展しそうなものは把握されていません。このままであれば、来年度ということになります。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か御質問や御意見などは、ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>本日は、お忙しい中、足元のわるい中、お集まりいただき、ありがとうございます。本日頂いた御意見は、極まってから対応するだけでなく、予防的観点から、それらが発生しないように、そして、有効活用する際には、もっと早め早めの対応をし、それには多くの方に協力してもらうことが重要であると受け止めました、今後とも、委員の皆さんには、これまで以上に御理解と御協力を心からお願い申し上げます。では、進行を事務局に返します。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上で、さぬき市空家等対策協議会平成30年度第1回会議を閉会します。</p>